

**静岡県公安委員会規程第6号**

認知機能検査の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月2日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

認知機能検査の実施に関する規程の一部を改正する規程

認知機能検査の実施に関する規程（平成21年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

認知機能検査員審査申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者	住所	
	ふりがな 氏名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先	自宅（ ） 勤務先（ ）	— —
備考欄		

様式第1号の3及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号の3（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<p>審査合格証明書再交付申請書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>静岡県公安委員会 殿</p>		
<p>認知機能検査員の審査合格証明書の再交付を申請します。</p>		
<p>申 請 者</p>	<p>住 所</p>	
	<p>ふ り が な 氏 名</p>	
	<p>生 年 月 日</p>	<p>年 月 日生（ 歳）</p>
<p>審査合格証明書 交 付 年 月 日</p>		<p>年 月 日</p>
<p>再 交 付 を 申 請 す る 事 由</p>		

(注) 審査合格証明書の交付年月日が不明の場合には、記載しないこと。

様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

認知機能検査員講習申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
連 絡 先	自 宅 （ ） ー 勤 務 先 （ ） ー	

静岡県証紙貼付け欄

様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号の2（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

<h2 style="margin: 0;">終了証再交付申請書</h2>	
年 月 日	
静岡県公安委員会 殿	
認知機能検査員講習の終了証の再交付を申請します。	
申 請 者	住 所
	ふ り が な 氏 名
	生 年 月 日
年 月 日生（ 歳）	
終了証交付年月日	
年 月 日	
再 交 付 を 申 請 す る 事 由	

（注） 終了証の交付年月日が不明の場合には、記載しないこと。

様式第4号を次のとおり改める。



様式第4号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

認知機能検査受検申請書																		
年 月 日																		
静岡県公安委員会 殿																		
氏名																		
認知機能検査の受検を申請します。																		
生 年 月 日				年 月 日生 （ 歳）														
住 所				（電話 ）														
免許証交付委員会				公安委員会				有効期間		年 月 日まで有効								
免許証番号				（空欄）														
取得免許の種類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
免許の条件				（空欄）														
申請者は記載 しない	検査受検日	年 月 日 時～ 時の間																
	受検場所	（空欄）																
受検手数料	県証紙貼付け欄																	

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の認知機能検査の実施に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の認知機能検査の実施に関する規程の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。